当院では関東信越厚生局に下記の届出を行っております

令和7年8月1日現在

○基本診療料の施設基準

- 情報通信機器を用いた診療
- 医療DX推進体制整備加算
- 歯科外来診療感染対策加算1
- 急性期充実体制加算1
- 超急性期脳卒中加算
- 医師事務作業補助体制加算２（25対１）
- 看護職員夜間配置加算１(12対1)
- 重症者等療養環境特別加算
- 緩和ケア診療加算
- 医療安全対策加算１
- 患者サポート体制充実加算
- 報告書管理体制加算
- ハイリスク妊娠管理加算
- 後発医薬品使用体制加算１
- データ提出加算２・4
- 認知症ケア加算２
- 地域医療体制確保加算
- 特定集中治療室管理料5
- 脳卒中ケアユニット入院医療管理料
- 新生児治療回復室入院医療管理料
- 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準
- 歯科外来診療医療安全対策加算1
- 一般病棟入院基本料（急性期一般入院料１）
- 救急医療管理加算
- 診療録管理体制加算3
- 急性期看護補助体制加算（２５対１）、（夜間１００対１）、（充実体制加算）
- 療養環境加算
- 無菌治療室管理加算１
- 栄養サポートチーム加算
- 感染対策向上加算1
- 重症患者初期支援充実加算
- 褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ハイリスク分娩管理加算
- 病棟薬剤業務実施加算１
- 入退院支援加算１・3
- せん妄ハイリスク患者ケア加算
- 救命救急入院料4
- ハイケアユニット入院医療管理料1
- 総合周産期特定集中治療室管理料
- 小児入院医療管理料2

○特掲診療料の施設基準

- 外来栄養食事指導料の注2・注3に規定する施設基準
- がん性疼痛緩和指導管理料
- 外来緩和ケア管理料
- 乳腺炎重症化予防ケア・指導料
- 一般不妊治療管理料
- 下肢創傷処置管理料
- 院内トリアージ実施料
- 連携充実加算(外来腫瘍化学療法診療料)
- ニコチン依存症管理料
- がん治療連携計画策定料
- 薬剤管理指導料
- 歯科治療時医療管理料
- 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料
- 持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプ と連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式グルコース
- BRCA1／2遺伝子検査
- 先天性代謝異常症検査
- ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）
- 検体検査管理加算（Ⅰ）、（Ⅳ）
- 遺伝カウンセリング加算
- 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
- 胎児心エコー法
- 長期継続頭蓋内脳波検査
- 心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算
- がん患者指導管理料イ、ロ、ハ、ニ
- 糖尿病透析予防指導管理料
- 婦人科特定疾患治療管理料
- 二次性骨折予防継続管理料１・3
- 地域連携小児夜間・休日診療料2
- 外来腫瘍化学療法診療料1
- 外来腫瘍化学療法診療料の注9に規定するがん薬物療法体制充実加算
- 開放型病院共同指導料
- 肝炎インターフェロン治療計画料
- 医療機器安全管理料１
- 救急患者連携搬送料
- 在宅腫瘍治療電場療法指導管理料
- 遺伝学的検査
- がんゲノムプロファイリング検査
- HPV核酸検出及びHPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
- ウイルス・細菌核酸多項目同時検出
- 国際標準検査管理加算
- 遺伝性腫瘍カウンセリング加算
- 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ヘッドアップティルト試験
- 神経学的検査

- 補聴器適合検査
- ロービジョン検査判断料
- 内服・点滴誘発試験
- 前立腺針生検法（MRI撮影及び超音波検査融合画像によるもの）
- 画像診断管理加算１
- 冠動脈CT撮影加算
- 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- 無菌製剤処理料
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
- 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
- 認知療法・認知行動療法１
- 医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の時間外加算１
- 静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）
- 導入期加算２及び腎代替療法実績加算
- 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- 移植後抗体関連型拒絶反応治療における血漿交換療法
- 歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算
- 組織拡張器による再建手術（乳房（再建手術）の場合に限る。）
- 椎間板内酵素注入療法
- 脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術
- 頭蓋内電極植込術（脳深部電極によるもの（7本以上の電極による場合）に限る。）
- 仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交換術（過活動膀胱）
- 緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び（水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）
- 経外耳道的内視鏡下鼓室形成術
- 乳がんセンチネルリンパ節加算２及びセンチネルリンパ節生検（単独）
- ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）
- 胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 胸腔鏡下肺切除術（区域切除及び肺葉切除術又は1肺葉を超えるものに限る。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（肺葉切除又は1肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、小腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、結腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、膀胱腸閉鎖術（内視鏡によるもの）及び膣腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）
- ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- 大動脈バルーンパンピング法（IABP法）
- バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
- 胆管悪性腫瘍手術（膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うものに限る。）
- 腹腔鏡下膵腫瘍摘出術
- 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- 内視鏡的小腸ポリープ切除術
- 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- 生体腎移植術
- 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 全視野精密網膜電図
- 小児食物アレルギー負荷検査
- 経頸静脈的肝生検
- 精密触覚機能検査
- CT撮影及びMRI撮影
- 心臓MRI撮影加算
- 外来化学療法加算１
- 心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）
- 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- 歯科口腔リハビリテーション料２
- 医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の休日加算１
- 医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の深夜加算１
- 人工腎臓
- 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- 難治性高コレステロール血症に伴う重度尿蛋白を呈する糖尿病性腎症に対するLDLアフェレシス療法
- CAD/CAM冠
- 歯科技工加算１及び２
- 骨移植術（軟骨移植術を含む。）（自家培養軟骨移植術に限る。）
- 緊急穿頭血腫除去術
- 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- 癒着性脊髄くも膜炎手術（脊髄くも膜剥離操作を行うもの）
- 角結膜悪性腫瘍切除手術
- 緑内障手術（濾過胞再建術（needle法））
- 人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術
- 乳腺悪性腫瘍手術（乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの）及び乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの））
- 胸腔鏡下拡大胸腺摘出術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（区域切除で内視鏡支援機器を用いる場合）
- 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(気管支形成を伴う肺切除)
- 経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）
- ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）
- 経皮的下肢動脈形成術
- 腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの）
- 腹腔鏡下肝切除術
- 腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術
- 腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下腎盂形成手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）
- 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術

- 人工尿道括約筋植込・置換術
- 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
- 腹腔鏡下仙骨膣固定術
- 腹腔鏡下膣式子宮全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の休日加算1
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の深夜加算1
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮附属器腫瘍摘出術）
- 輸血管理料Ⅰ
- 自己生体組織接着剤作成術
- 人工肛門・人工膀胱造設術前処理加算
- 広範囲顎骨支持型装置埋入手術
- 周術期薬剤管理加算
- 悪性腫瘍病理組織標本加算
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- 入院ベースアップ評価料96
- 精巣温存手術
- 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- 腹腔鏡下仙骨膣固定術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る。）
- 体外式膜型人工肺管理料
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の時間外加算1
- 胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）（医科点数表第2章第10部手術の通則の16に規定する手術）
- 周術期栄養管理実施加算
- 輸血適正使用加算
- 同種クリオプレシピテート作製術
- 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- 麻酔管理料（Ⅰ）、（Ⅱ）
- 病理診断管理加算2
- 看護職員処遇改善評価料77
- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

○入院時食事療養の届出

- 入院時食事療養（Ⅰ）